第三条中「第七十五条の三」を「第七十五条の四」に改める。
第一編第二章の二を削る。
第四条の六第一項中「第四条（納税義務者）」を「前条」に改め、第一編第二章の三中同条を第四条の二とする。
第四条の七を第四条の三とし、第四条の八を第四条の四とし、第一編第二章の三を同編第二章の二とする。
第五条中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」を削る。
第六条を削る。
第七条中「第五条（内国法人の課税所得の範囲）」を「前条」に改め、同条を第六条とする。
第八条中「又は第六条（連結法人の課税所得の範囲）」を削り、同条を第七条とする。
第九条を第八条とし、第十条を削る。
第十条の二中「第九条第一項（外国法人の課税所得の範囲）」を「前条第一項」に改め、同条を第九条とする。
第十条の三第一項中「次に掲げる」を「第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）の」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第一編第三章第二節中同条を第十条とする。
第十二条第三項中「及び各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。
第十四条の見出しを「（事業年度の特例）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に終了し、これに続く事業年度は、第二号又は第五号に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

第十四条第一項第一号中「（連結子法人を除く。）」を削り、「場合」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同項第二号中「場合（第十号に掲げる場合を除く。）」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間」を削り、同項第三号から第十八号までを削り、同項第十九号中「場合（」を「こと（」に、「から同日の属する事業年度終了の日までの期間」を「の前日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第二十号中「なった場合」を「なったこと」に、「事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなった」を「事実が生じた」に改め、「までの期間及びその該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二十一号中「場合（第十号に掲げる場合を除く。）」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間」を削り、同号を同項第五号とし、同項第二十二号中「（連結子法人を除く。）」を削り、「場合」を「こと」に改め、「事業年度開始の日から」及び「までの期間及び継続の日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二十三号中「場合」を「こと」に改め「その事業年度開始の日から」及び「までの期間及びその有することとなった日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第七号とし、同項第二十四号中「場合」を「こと」に改め、「その事業年度開始の日から」及び「までの期間及びその有しないこととなった日の翌日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第八号とし、同項第二十五号中「場合その事業年度開始の日から当該」を「こと　当該」に改め、「までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度終了の日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度の中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度終了の日までの期間」を削り、同号を同項第九号とし、同条第二項を次のように改める。

2　通算親法人について第六十四条の十第五項又は第六項（第三号、第四号又は第七号に係る部分に限る。）（通算制度の取りやめ等）の規定により第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認が効力を失った場合には、当該通算親法人であった内国法人の事業年度は、前条第一項の規定にかかわらず、その効力を失った日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該効力を失った日から開始するものとする。

第十四条に次の六項を加える。

3　通算子法人で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものの事業年度は、当該開始の日に開始するものとし、通算子法人で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものの事業年度は、当該終了の日に終了するものとする。

4　次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、第二号の内国法人の合併による解散又は残余財産の確定に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除き、当該各号に定める日から開始するものとする。

一　内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係（第六十四条の九第一項に規定する政令で定める関係に限る。以下この条において同じ。）を有することとなったことその有することとなった日

二　内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなったこと　その有しなくなった日

5　次の各号に掲げる内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該各号に定める日から開始するものとする。

一　親法人（第六十四条の九第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の申請特例年度（第六十四条の九第九項に規定する申請特例年度をいう。以下この条において同じ。）開始の時に当該親法人との間に完全支配関係がある内国法人　その申請特例年度開始の日

二　親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなった内国法人　その有することとなった日

6　前項の場合において、同項各号に掲げる内国法人が第六十四条の九第一項の規定による承認を受けなかったとき、又は前項各号に掲げる内国法人が同条第十項第一号若しくは第十二項第一号に掲げる法人に該当するときは、これらの内国法人の前項各号に定める日から開始する事業年度は、申請特例年度終了の日（同日前にこれらの内国法人の合併による解散又は残余財産の確定により当該各号の親法人との間に完全支配関係を有しなくなった場合（以下この項において「合併による解散等の場合」という。）には、その有しなくなった日の前日。次項において「終了等の日」という。）に終了し、これに続く事業年度は、合併による解散等の場合を除き、当該申請特例年度終了の日の翌日から開始するものとする。

7　内国法人の通算子法人に該当する期間（第五項各号に掲げる内国法人の当該各号に定める日から終了等の日までの期間を含む。）については、前条第一項及び第一項の規定は、適用しない。

8　内国法人が、通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなった場合において、当該内国法人のこの項の規定の適用がないものとした場合に加入日（これらの完全支配関係を有することとなった日をいう。第一号において同じ。）の前日の属する事業年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限となる日までに、当該通算親法人又は親法人（第一号において「通算親法人等」という。）がこの項の規定の適用を受ける旨、同号イ又はロに掲げる期間その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五項（第二号に係る部分に限る。）及び前二項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該加入日から当該加入日の前日の属する特例決算期間（次に掲げる期間のうち当該書類に記載された期間をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該内国法人と当該通算親法人等との間に当該通算親法人等による完全支配関係がある場合　当該内国法人及び当該